

新たな市指定重要文化財の指定について
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2020年（令和2年）3月18日提出

藤沢市教育委員会
教育長 平 岩 多恵子

指定行事

区分	重要無形民俗文化財
文化財の種類	無形民俗文化財
名称	江の島 <small>てんのうさい</small> 天王祭
数量	1件
所在地	藤沢市江の島
管理者の住所・氏名	藤沢市江の島2丁目3番8号（江島神社内） 江の島天王祭保存会 会長 秋岡伸一
指定物件の概要	八坂神社の祭礼 江の島の伝統的特殊祭事

提案理由

この議案を提出したのは、当該行事の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋

（文化財の指定）

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

江の島 天王祭(てんのうさい)

指定名称 江の島 天王祭
指定分野 無形民俗文化財
所在地 藤沢市江の島
管理者 藤沢市江の島 2 丁目 3 番 8 号 (江島神社内)
江の島天王祭保存会 会長 秋岡伸一

内 容 江の島の八坂神社(江島神社境内社)の江戸時代以来の祭礼。昔、対岸の腰越で祀られていたご神体(タケハヤスサノオ命)が大波に流されたのを、江の島の漁師が海中よりすくい上げて祀ったと伝わります。この伝承を再現した海中渡御をともなう神幸祭を中核とする祭礼で、毎年7月14日に近い日曜日に神幸祭をあて、その五日前のご神体の仮宮出御から始まる一連の祭事を天王祭と呼びます。

神幸祭の当日は、ご神体を載せた神輿が江島神社・辺津宮より参道を練り降り、弁天橋から海に入ります。この間、「江の島囃子」(県指定無形民俗文化財)が奏でられます。その後、上陸して腰越まで渡御し、小動神社の神輿と合流します。

特 色 祭祀の始まりを再現する形態が、伝承通りに島内の漁師を主体として伝えられていること、麦やスルメという特殊神饌が供せられていること、江の島全島を挙げての行事であること、小動神社と合同して行われること、などがこの祭りの特色となっています。



(写真は江島神社ホームページより)